

1 策定の趣旨

国では、近年多発する大規模自然災害に対して「強さ」と「しなやかさ」を備えた国づくりを推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）を定めています。さらに、平成26年6月には基本法に基づき、国の国土強靱化に係る計画の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）を定めました。

基本法第13条では、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と定めています。

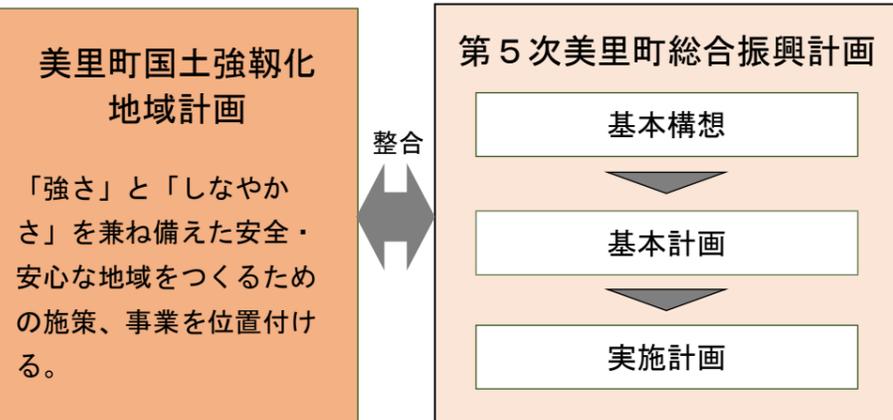
これを受け、埼玉県では平成29年3月に「埼玉県地域強靱化計画（以下「県地域計画」という。）」を策定しています。

本町においても、大規模自然災害が発生した際に、町民の生命を最大限守り地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、町民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持ち、町民の安全・安心を守るよう備えるため、美里町国土強靱化地域計画（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画で、国土強靱化の視点から本町の様々な計画・施策の指針として、「美里町総合振興計画」と並列となる本町の最上位計画の一つとして策定するものとします。また、本計画は基本計画並びに県地域計画と調和を保ち、「第5次美里町総合振興計画後期基本計画」と整合を図りながら策定します。

本計画の計画期間は、令和3年度（2021）から令和7年度（2025）です。



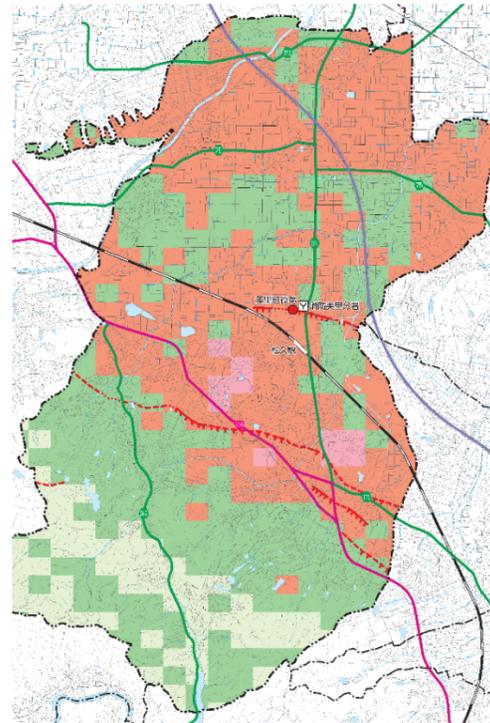
3 想定する災害

(1) 地震

平成25年11月に公表された埼玉県地震被害想定調査では、埼玉県内に甚大な影響を及ぼす可能性のある地震の震度分布や建物倒壊、火災延焼、死者数等の被害量を予測しています。この調査によると、本町は関東平野北西縁断層帯を震源とする震度7の地震による被害が予測されています。

震度	揺れの強さ
7	強い
6強	↑
6弱	
5強	

■美里町揺れやすさマップ



(2) 風水害

埼玉県が管理する河川について、県は想定し得る最大規模の降雨（1000年に一度、636mm/24時間雨量）により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を示した洪水浸水想定区域図を作成しています。この図を基に、本町でも洪水浸水想定区域図を作成しました。小山川や天神川沿いにおいて、最大水深2.0m～2.5mの浸水が予測され、八高線より以北の地域においては、0.5m～2.5mの水深幅により、ほぼ全域が浸水することが見込まれます。

また、台風や集中豪雨等の大雨時には、洪水の他に土砂災害も懸念されます。土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の多くは、南部の山間地域で指定されています。これらの地域では、大雨による地盤の緩みから大規模な土砂災害を起こす可能性があり、警戒が必要です。

(3) 大雪

平成26年2月に2週続いて関東甲信地方に降った大雪の影響により、本町においては農作物や農業用施設に大きな被害を受けました。積雪が少ないと言われていたのですが、今後は、想定し得る最大規模の大雪を想定した事前の備えが必要です。

4 本町の強靱化の方向性

(1) 基本目標

本町における強靱化を推進する上での基本目標を以下のとおり設定します。国の基本計画及び県地域計画との調和を保ちつつ、4つの基本目標を設定しました。

- I 町民の生命を最大限守ること
- II 地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること
- III 町民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減すること
- IV 迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること

(2) 事前に備える目標（行動目標）

上記で定めた4つの基本目標を基に、大規模自然災害を想定し、より具体化した8つの事前に備えるべき目標を以下のとおり設定します。

- 目標1 被害の発生抑制により人命を保護する
- 目標2 救助・救急・医療活動により人命を保護する
- 目標3 必要不可欠な行政機能を確保する
- 目標4 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する
- 目標5 経済活動の機能を維持する
- 目標6 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する
- 目標7 二次災害を発生させない
- 目標8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする



5 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

本計画においては、国の基本計画及び県地域計画と整合を図った設定が必要であることから、県地域計画にて設定されている37の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を基に本町における「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を検討しました。

その中から、本町の地域特性、社会特性を踏まえ、本町の事前に備える目標に対応させた、33の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定しました。

■ 事前に備える目標（行動目標）と起きてはならない最悪の事態

事前に備える目標 (行動目標)	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 被害の発生抑制により人命を保護する	1-1 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-2 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態
	1-3 異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-4 大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-5 列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-6 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
2 救助・救急・医療活動により人命を保護する	2-1 救助・捜索活動事案が多数発生し、対応が遅れる事態
	2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
	2-3 ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態
	2-4 被災地における感染症等の大規模発生
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 町の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
4 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	4-1 沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
	4-2 信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態
	4-3 旅客の輸送が長期間停止する事態
	4-4 物資の輸送が長期間停止する事態
	4-5 孤立集落が発生する事態
	4-6 情報通信が輻輳・途絶する事態
	4-7 情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態
5 経済活動の機能を維持する	5-1 農業、商工業、観光などあらゆる産業の生産力が大幅に低下する事態
6 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	6-1 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
	6-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
	6-3 給水停止が長期化する事態
	6-4 污水处理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
	6-5 地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
7 二次災害を発生させない	7-1 消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
	7-2 洪水制御機能が大幅に低下する事態
	7-3 危険物・有害物質等が流出する事態
8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	8-1 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態
	8-2 町内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
	8-4 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
	8-5 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
	8-6 労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態

6 施策分野ごとの取組の方向性

(1) 行政機能（警察・消防含む）

- ①災害に強いまちづくりの推進
- ②事前予防による被害の発生抑制・軽減
- ③消防団・自主防災組織との連携強化
- ④町職員の防災対応能力向上
- ⑤防災活動拠点の整備・充実
- ⑥食料や飲料水、生活必需品、防災用資機材の計画的な備蓄の推進
- ⑦迅速な危険度判定による二次災害の抑制
- ⑧復興に向けた関係機関との体制づくりと財源の確保

(2) 住宅・都市

- ①防災・減災のための施設整備と住宅・建築物の耐震化の推進
- ②沿道建築物の耐震化や空き家・ブロック塀の撤去による道路閉塞対策の強化
- ③オープンスペースの確保による被害の拡大抑制
- ④再建にあたっての宅地・住宅の供給支援

(3) 保健医療

- ①救急医療体制の充実と支援体制の確保
- ②救助用資機材の整備
- ③災害時の感染症拡大の防止対策の強化
- ④平時からの町民の健康づくりの推進

(4) 福祉

- ①要配慮者や高齢者への支援体制の充実

(5) 情報通信

- ①災害情報や避難情報などの情報収集の強化
- ②町民への迅速かつ正確な情報発信の強化
- ③情報通信機能の強化
- ④ICTを活用した行政サービスの向上

(6) 産業

- ①地元商店の活性化の推進
- ②地域活性化施設整備事業の推進と観光振興の推進
- ③地域内における経済循環の促進と経済活動の活性化の促進
- ④企業誘致の推進
- ⑤企業、個人事業者、農業者等への事業継続の支援

(7) 交通

- ①道路ネットワークの整備と避難経路の確保
- ②道路及び橋梁の安全対策の推進
- ③公共交通機関の機能維持・向上
- ④円滑な救助・捜索・搬送手段の確保

(8) 農業

- ①地産地消による農業生産の確保
- ②農林業被害の軽減
- ③農業用ため池の防災対策の推進
- ④農業従事者の確保

(9) 国土保全

- ①森林や里山などの自然環境の適正な保全・管理
- ②治山・治水対策の強化
- ③土砂災害対策の強化

(10) ライフライン

- ①燃料等供給体制の構築
- ②上下水道施設の計画的な整備
- ③生活水の確保
- ④消防力の強化
- ⑤避難所の環境改善対策の推進

(11) 教育

- ①防災教育の推進

(12) 土地利用

- ①計画的な土地利用による災害の抑制
- ②地籍、権利関係調査による迅速な復興対策

(13) 環境・エネルギー

- ①森林や里山などの自然環境の適正な保全・管理
- ②危険物・有害物質等の拡散・流出対策の強化
- ③災害廃棄物等の処理体制の構築

(14) 地域づくり・リスクコミュニケーション

- ①防災意識の普及啓発
- ②平時からの地域コミュニティの強化
- ③関係人口やボランティアとの連携強化
- ④平時からの連携関係の確立

(15) 老朽化対策

- ①公共施設の計画的な老朽化対策の推進
- ②インフラ施設（道路、橋梁、上水道、下水道、農業集落排水施設及び農業用施設等）の計画的な老朽化対策の推進